玉木議員　要望項目一覧

令和8年度11月補正分

担当課	要望項目	左に対する対応方針等
家庭支援課	1　不妊治療費助成の回数制限撤廃及び国の保険適用制度の見直しに関する要望 平素より、県民の暮らしと命を守り、「子育て王国とっとり」の実現に向けて御尽力いただいておりますことに、深く敬意を表します。 このたび、県内で不妊治療に取り組んでおられる当事者の方から、治療に伴う切実な思いと、支援制度のさらなる改善を求める要望書を受け取りました。 この方は、昨年も県議会に要望を提出され、その後、県が不妊治療費助成について年齢による制限を見直し、従来３回であった方の助成上限を６回へ拡充したことに対し、深い感謝を述べておられました。知事をはじめ県の皆様が当事者の声を受け止め、迅速に対応されたことは、子どもを望む方々に大きな希望を届けるものであり、私からも心より感謝申し上げます。 しかし、助成回数が拡充された現在も、「残された回数を使い切れば、その先はどうなるのか」という不安は解消されていません。この方は、これ以上、同じ切実な要望を繰り返さずに済むよう、今回を最後の要望にしたいという思いを伝えてくださいました。その言葉には、治療を続けながら自らの苦しみを説明し、制度の改善を求め続けること自体の重い負担が表れています。 不妊治療は、当事者にとって、人生と将来に深く関わる大切な選択です。身体的・精神的負担に加え、自費診療による経済的負担は大きく、生活費の切り詰めや生命保険の見直し、親族への援助の依頼など、生活全般に影響が及んでいる実情も訴えられています。治療を続けたい意思があり、医師が継続の可能性を認めていても、経済的な理由で断念せざるを得ない状況を、個人や夫婦だけの問題として見過ごすことはできません。 とりわけ重く受け止めるべきは、回数制限が、上限到達後の経済的負担だけでなく、治療中の意思決定にも影響しているという点です。残り回数が減ることへの恐怖から、一度の治療に過度なプレッシャーが集中し、医師から早期の治療を勧められても、次の一歩をためらってしまう。こうした当事者の声は、妊娠の機会を支えるための制度が、かえって適切な時期の治療	国の特定不妊治療費助成制度（平成１６年度創設）は回数制限があったが、県は独自に平成２５年から回数制限を撤廃し助成してきた。国が平成２８年度に加齢により妊娠する力（妊孕性）が低下するといったエビデンスに基づき、年齢に応じた回数制限を設ける新制度に移行したことに伴い、本県においても、専門医等有識者からの科学的知見による強い要望を踏まえ、母体への影響等を考慮し、平成２８年度に国と同様の年齢に応じた回数制限を導入するも、同時に回数については単県による上乗せをするなど県独自の手厚い助成を継続してきた。 その後、令和４年４月に体外受精や顕微授精等の特定不妊治療が保険適用となったが、県は、保険外併用で実施される先進医療や全額自費診療で行われる治療を行った場合にも従来と同程度の負担ですむよう新たな助成制度を創設するなど、負担軽減策としての助成制度を順次拡充し、全国でもトップクラスの支援を継続してきた。 さらに令和８年度からは、当事者からの切実な思いを踏まえ、専門医等有識者とあらためて慎重に議論を重ね、「身体の状態や治療効果については個人差もあることも十分に考えられる」旨の御意見もあり、妊娠・出産を望む強い願いに応えたいとの思いから、年齢による回数制限の撤廃を行った。 不妊治療費助成の在り方については、今後も願いに寄り添う視点を大切にしつつも、科学的知見、不妊治療による身体的・精神的な負担や母体の健康に及ぼす影響を慎重に考慮し、有識者等関係者の意見を伺いながら検討していきたい。

担当課	要望項目	左に対する対応方針等
	を妨げかねないという課題を示しています。 　治療の進め方や継続の判断は、一人ひとりの身体の状態、治療経過、安全性及び見通しについて、医師から十分な説明を受けた上で、本人が納得して選択できることが重要です。年齢に伴う医学的な変化やリスクを踏まえつつも、年齢や回数という一律の基準だけで個々の可能性が閉ざされることのない、当事者に寄り添った制度が求められます。 　私は、人口減少対策を、出会い・婚活への支援から、妊娠を望む方への不妊治療支援、出産、子育て、教育まで、切れ目なく進める必要があると考えます。結婚や出産に関する個人の意思を尊重しながら、子どもを望む方がその希望を実現できる環境を整えることは、「子育て王国とっとり」の理念を具体化するものであり、人口減少対策の重要な柱です。 　以上を踏まえ、次の事項について、早急な対応を強く要望いたします。 （１）県独自の不妊治療費助成における回数制限の撤廃 　国の制度改正を待つことなく、県独自の特定不妊治療費助成における「１子につき６回」の回数制限を撤廃すること。 　これまでの年齢による制限の見直しと助成回数の拡充をさらに進め、医師が治療の必要性、安全性及び継続の見通しを個別に評価し、本人が治療を希望する場合に、回数のみを理由として助成が打ち切られない制度とすること。	
家庭支援課	（２）国に対する保険適用の年齢・回数制限撤廃の要望 　体外受精・顕微授精等の生殖補助医療に係る公的医療保険の年齢制限及び回数制限について、撤廃を求める要望を、県として改めて国に強く行うこと。 　その際には、回数制限による心理的圧迫や治療の先送り、保険適用終了後の経済的負担など、当事者の具体的な実情を伝え、医学的判断と本人の意思を尊重した制度への転換を求めること。	国に対する保険適用の年齢・回数制限撤廃の要望については、願いに寄り添う視点を大切にし、個人差を考慮しつつも、科学的知見、不妊治療による身体的・精神的な健康に及ぼす影響も慎重に考慮していくことが肝要であるため、県内医療機関等の意見も十分に伺いながら検討する。 　なお、保険適用となる生殖補助医療の範囲拡大等については国へ要望しているところであり、今後も継続的に要望していく。
家庭支援課	（３）遡及適用及び十分な経過措置の実施 　不妊治療には、年齢や身体の状態から制度改正を待つことができない方がいることを踏まえ、国の制度改正前に公的医療保険の年齢・回数制限によって助成対象外となり、自費で受けた治療についても救済できるよう、県の助成制度に遡及適用を設けること。	国の公的医療保険の対象とならない自費診療であっても本県の助成制度では対象としている。

担当課	要望項目	左に対する対応方針等
家庭支援課	（４）当事者の意思決定を支える相談・医療連携の充実 不妊治療の継続、休止又は終了について、当事者が医師と相談し、自ら納得して判断できるよう、医療機関及び相談支援機関の連携を強化すること。 治療の見通しや健康上のリスクに関する丁寧な説明、心理的支援、経済的負担に関する相談を一体的に受けられる体制を更に整え、女性だけに負担が集中することのないよう、パートナーを含めた支援を充実させること。	特に丁寧な対応が必要な不妊や不育症に関する様々な悩みに関する相談に専門的に対応するため、平成１１年度に県立中央病院内に不妊専門相談センターを設置し、県内全域をカバーし、相談希望者の利便性をさらに向上させるため、平成２８年度には、県西部のミオ・ファティリティ・クリニック内に不妊専門相談センターを設置している。 また、令和４年度の保険適用により制度が大きく変更となったことを機に、医療機関や市町村と妊娠・出産を取り巻く諸課題を共有し、協議する場として「願いに寄り添う妊娠・出産応援ネットワーク会議」を設置し、定期的に妊娠から周産期の包括的支援の協議や不妊専門相談センターや医療機関に寄せられる相談や治療への不安、要望等を構成機関で共有している。今後も相談者やパートナーにどう寄り添っていくか意見交換するとともに、当事者の声を特定不妊治療指定医療機関等に伝えていく。
家庭支援課	（５）県内の公平な支援と、当事者の実態を踏まえた制度改善 県内では、湯梨浜町が特定不妊治療に係る助成の年齢・回数制限を撤廃しています。こうした取組を参考に、市町村と連携し、居住する地域によって治療継続の機会に大きな差が生じない支援体制を整えること。 子どもを授かりたいという願いを支えるためには、出産後の支援とともに、妊娠に至るまでの道のりにも十分な光を当てる必要があります。 これまで県が示してこられた迅速な対応を、さらに一歩進めていただきたいと考えます。経済的な事情や助成の残り回数に追い詰められることなく、医師と相談しながら、自らの人生に関わる選択を納得して行えること。その安心を保障することこそ、子どもを望む県民の願いに寄り添う県政の姿であると考えます。 「子育て王国とっとり」として、国に先んじた助成回数制限の撤廃と、国の制度改正に向けた力強い働きかけを、心よりお願い申し上げます	現在、全市町村において本県の補助制度の上乗せ助成を実施しているが、「願いに寄り添う妊娠・出産応援ネットワーク会議」において本県における不妊治療の現状や課題等について共有を図りながら、市町村とともに実態に沿った支援体制について検討していきたい。

担当課	要望項目	左に対する対応方針等
教育委員会事務局小中学校課	２　休日部活動の地域展開に伴う吹奏楽活動への支援拡充に関する要望 日頃より、本県の教育及び文化芸術活動の振興に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。 県の「公立中学校等における部活動の地域展開・地域連携に向けた推進計画」では、活動機会の確保に向けた基本方針や、県・市町村の役割が示されています。 一方、吹奏楽には、高額な楽器の維持管理、合奏と楽器別の専門指導、楽器の持出し・運搬時の損害への備えなど、活動の継続に欠かせない固有の課題があります。 保護者からは、現在の部費でも楽器の修繕が十分にできず、地域展開による費用負担の増加や指導体制の確保を懸念する声が上がっています。 そこで、計画に示された一般的な取組に加え、吹奏楽の特性に対応した具体的な支援として、次の３点を要望します。 （１）学校備品の楽器の維持管理等に対する補助の具体化 部活動の地域展開に伴い学校備品の楽器は、学校部活動と地域クラブの双方で使用することが想定されます。その維持管理費を地域クラブの会費だけで賄うことになれば、保護者負担が増大し、必要な修繕ができずに活動へ支障が生じるおそれがあります。 このため、市町村による楽器の修繕・保守・更新及び地域クラブで必要となる運搬費について、県の補助対象として明確に位置付け、既存制度で不足する部分への支援を拡充すること。 あわせて、市町村・学校・地域クラブ間で、学校備品の楽器の維持管理費を適切に分担できるよう、通常の使用に伴う劣化と事故による破損を区別した費用負担の考え方を示すこと。	中学校における部活動の地域展開については、県が令和８年３月に改訂した「鳥取県公立中学校等における部活動の地域展開・地域連携に向けた推進計画」を参考に、各市町がそれぞれの地域の実情に応じて取組を進めているところである。 吹奏楽部は、運動部以上に活動場所の確保や楽器の維持管理など費用がかかるなどの課題があると認識しているが、本県においては、吹奏楽部の地域展開の例がないのが現状である。どのような支援の方法があるかについては、今後、市町村や鳥取県吹奏楽連盟等と意見交換していきたい。 なお、市町村・学校・地域クラブ間における学校備品の維持管理の費用負担の考え方については、各市町における吹奏楽部活動の地域展開のあり方を踏まえ、それぞれの実情に応じて考えられるものであり、県で一律の考え方を示すことは考えていない。

担当課	要望項目	左に対する対応方針等
教育委員会事務局小中学校課	（２）吹奏楽の専門指導に対応した国の補助基準の見直し 　吹奏楽では、合奏全体を指導する指導者に加え、楽器ごとの奏法や特性に応じた専門指導が必要です。必要な指導者数や指導経費は、生徒数だけでなく、楽器の種類や編成、習熟度によって異なります。 　現在の補助制度は、参加生徒数と指導者配置人数に応じて補助単価を区分する仕組みとなっています。このため、吹奏楽のように複数の専門指導者を必要とする活動では、補助額が必要な指導経費に十分対応せず、保護者負担の増加や指導機会の縮小につながることが懸念されます。 　ついては、県から国に対し、次の制度改善を働きかけていただくよう要望します。 ① 楽器別の専門指導に対する加算制度の創設 　合奏指導に加えて行う楽器別指導について、指導計画に基づく必要性や実施時間等を確認した上で、追加の指導者謝金・交通費を補助額に反映できる仕組みを設けること。	国において、市町村が認定した地域クラブの活動費に対する補助制度を創設しているが、地域クラブの運営や活動費は様々であることから、本県の部活動の地域展開が推進されるよう、必要な制度改善や財源措置の確保について、国に要望しているところである。 　また、市町村における謝金の支給基準や吹奏楽部の指導実態などを把握していき、公的な支援のあり方については、国の動向も確認しながら、必要に応じて検討していく。
	② 小規模クラブも活動を継続できる補助対象・算定方法の見直し 　参加生徒数が５人未満となる場合を含め、少人数であっても必要な指導を受けられるよう、最低人数要件や補助単価の区分を見直し、活動の継続に必要な基礎的経費を支援すること。	
	③ 専門指導者を継続的に確保するための財源の充実 　専門性や指導時間、地域の人材確保の実情に応じた謝金を支払えるよう、補助単価と予算を拡充し、自治体や保護者に過度な負担が生じない、安定的・継続的な財政支援を行うこと。 　あわせて、県においても市町村の謝金支給基準と吹奏楽の指導実態を把握し、国の制度見直しが実現するまでの間、必要な専門指導が途切れないよう補完的な支援を検討していただくことを要望します。	

担当課	要望項目	左に対する対応方針等
教育委員会事務局小中学校課	（３）保険料負担の軽減と楽器・施設の損害への備え 県の推進計画では、地域クラブの保険料は原則として加入者負担とされています。しかし、地域展開に伴って新たに必要となる保険料まで家庭や指導者に負担が集中すれば、参加や指導をためらう要因となります。 このため、活動中及び往復中の傷害等を補償する保険について、市町村と連携した保険料補助など、公費による負担軽減を講じること。 また、学校備品の楽器の貸出し・持出し・運搬中の破損や、施設利用・鍵の管理に伴う損害についても、県が市町村と共同で利用できる保険の仕組みを検討すること。補償対象と対象外となる事項を明確にし、個々の保護者や指導者に過大な負担が集中しない制度整備を求めます。 子どもたちが安心して吹奏楽活動を続けられるよう、心よりお願い申し上げます。	地域クラブの活動を持続可能なものにするためには、活動に参加する生徒・保護者側に一定の負担を求める必要があり、保険料の負担については原則受益者負担としていることから、市町村と連携した保険料補助については考えていないが、経済的に困窮する世帯の生徒に対しては、参加費や保険料などの支援を行うことで負担軽減を図り、希望する生徒が幅広く参加できるよう、国の補助制度が用意されている。 また、学校備品の楽器の貸出し・持出し・運搬中の破損等に伴う損害についての考え方については、各市町における吹奏楽部活動の地域展開の在り方を踏まえ、それぞれの実情において検討されるものと考えている。